

三 まとめ

セールス活動にあたり、転売利益があると勧誘しながら、転売できなかったり、転売差損を受けたと争われた事例に、東京地判 昭六三・九・二七(判時二三三三二七)、大阪地判 平四・一一・二七(消法一四一四〇)、東京地判 平七・九・六(判タ九一五一一六七)等がある。

一方、使用者責任が争われた事例には、最高判 昭四四・一一・二二(判時五七七一六五)、大阪高判 昭五五・一〇・三〇(判時九九六一八二)等数多くあるが、その中で、過失相殺を認めた判決としては、契約書等が所定のものではなく容易に代理権の存否を確認できたとして三割の過失を認めた、東京高判 昭四六・九・八(判時六四八一七〇)等がある。併せて同種事案の参考にされたい。

(調査研究部調査役)

最近の判例から

住専の大口借主に関する報道と名誉毀損

(大阪地判 平九・二・二八 判タ九四一―二三七) 橋本 行雄

住宅金融専門会社が経営危機に陥りながら、損を覚悟で大口融資先所有の不動産を高値買いし、不良債権隠しをしていた旨の新聞報道により、同大口融資先の不動産会社が著しく名誉を毀損されたとして記事を掲載した新聞社に対し名誉毀損に基づく損害賠償を求めた事案において、同報道は公共の利害に関する事案を報道し、専ら公益を図る目的に出たもので、同報道は真实性を有するとして、請求を棄却した事例(大阪地判 平成九年二月二八日判決 控訴 判例タイムズ九四一号二三七頁)。

一 事案の概要

新聞社Yは、平成八年一月二六日発行の朝刊において、「住宅金融専門会社Aは、同社の大口融資先である大阪市の不動産会社Xから同社所有のビルやマンションをAの評価額の

二倍近い高値で買い取っていたことが二五日、Aが入手した内部資料などでわかった。買い取った不動産は大阪府から差押えを受けていたり、大阪市所有の土地に一部はみ出して建てられている問題物件。Aは経営危機に陥りながらも損を覚悟でXの窮状を救った恰好となっている。」などと報じ、主に東京エリアで頒布した。

Xは、この記事により、問題のある物件を高値で売却する悪徳不動産業者、ないしA担当者の高値買いという背任行為の共犯者であると評価され、警察の内偵が及ぶ等、著しく名誉を毀損されたとし、Yに対し、Xの名誉回復のための措置として謝罪広告の掲載を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を提起した。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は

- (1) 本件記事は、Aが、その大口融資先であるXの所有する問題物件を、内部評価額の二倍近い高値で買い取っていた事実、主として焦点をあてて報道をしているが、そのような不正常的取引の相手方当事者がXであることも、副次的に報道の対象としており、右限度でXの名譽を毀損するものと解されるとした上で、

- (2) 民事上の不法行為たる名譽毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出たものである場合には、摘示された事実が真実であると証明されたときは、違法性がなく、また、事実を真実と信じることに於いて相当の理由があるときには、右行為に故意もしくは過失がなく、不法行為は成立しないものと解するべきであるとし、
- (3) 公益を図る目的については、AがXから不動産の高値買いをして、不良債権隠しをしていた事実を報道し、住専の問題点を検討する材料を国民に提供するという、専ら公益を図る目的でなされたと認めるのが相当であるとし、

- (4) 真実性の証明については、①AがX所有物件を評価額の二倍近い高値で買い取っていた旨の本件記事の記載は真実であり、②当該不動産の大阪府による差押え登記は一般に円滑な取引の支障となる可能性があり、③もうひとつの対象不動産の建物が大阪市所有地に越境し、その解決が必ずしも容易でない点をあげ、ともに問題物件であると表現することも不当とはいえないとし、
- (5) Xの請求を棄却した。

三 まとめ

本件判決は、副次的になされた新聞報道も名譽毀損の対象となりうるとした上で、名譽毀損の存否について「公益を図る目的」と「真実性の証明」に整理し明解な判示がなされており、同種事案の参考となるう。

なお、同種の最近の判例としては、「暴力団A会関連の不動産会社X」との新聞記事について、真実性の証明がないとして一〇〇万円の支払いを命じた東京地判平七・三・二四(判タ八九五―一七七)、また、業績不振に陥っているかのようなテレビ報道をしたとして三三〇万円の支払いを命じた東京地判平六・一一・一一(判時一五三―一六八)等がある。